

門真市魅力発信チーム活動方針

(目的)

第1条 この活動方針は、本市のまちの魅力をInstagramでPRし、市内外在住の20代から30代までの女性からの認知度向上、本市のシティプロモーションを推進することを目的として活動する門真市魅力発信チーム（以下「魅力発信チーム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 魅力発信チームは、本市における店舗、人物、各種団体、地域の話題、行事、催物等を取材及び撮影し、本市の門真市魅力発信Instagramで発信する投稿内容を制作するものとする。

(要件)

第3条 魅力発信チームメンバーの要件は、本市に興味がある20代から30代までの者で、本市の魅力をInstagramで市内外に発信する意欲のある者とする。

(募集)

第4条 魅力発信課は、魅力発信チームメンバーをホームページ、SNS等で募集するものとする。

(メンバー登録)

第5条 魅力発信課長は、魅力発信チームメンバーの応募があったときは、その選考を行い、チームメンバーとして適当と認めたときは、当該応募者を魅力発信チームメンバーとして決定し、登録するものとする。

(活動期間)

第6条 魅力発信チームの活動期間は、各年度の活動開始日から概ね1年間とする。継続して次期活動への参加を希望する者は、再度選考に参加することができる。ただし、本活動への参加は、通算で最長3年間とする。

(登録の抹消)

第7条 魅力発信課長は、魅力発信チームメンバーが次の各号のいずれかに該当するときは魅力発信チームメンバーの登録を抹消することができる。

- (1) 任期満了時点において、魅力発信チームメンバーから退任の申出があったとき。
- (2) 魅力発信課長が認めるやむを得ない事情で、第2条に規定する活動ができなく

なったとき。

(3) 第9条に規定する禁止行為を行ったとき。

(4) その他魅力発信チームメンバーとして不適格であると魅力発信課長が認めるとき。

(活動費)

第8条 魅力発信チームメンバーの活動に対する費用について、本市は一切負担しない。

(禁止行為)

第9条 魅力発信チームメンバーは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 魅力発信チームの立場を濫用すること。
- (2) 本市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 取材先又は撮影先等に対して迷惑となること。
- (4) 魅力発信チームの活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (5) 魅力発信チーム活動の円滑な運営を妨げること。
- (6) その他魅力発信課長が適当でないと認めること。

(投稿内容等の編集)

第10条 魅力発信チームメンバーが本市に提供した投稿内容等の著作権やその他の権利は、本市に帰属し、投稿内容等に用いられている文言等について、本市又は本市が認めた運営者は、必要な編集を行うことができる。

2 魅力発信チームメンバーが本市に提供した投稿内容等について、魅力発信チームメンバーが自身のSNS等で同様の情報発信をすることについて妨げるものではない。

(投稿内容等の掲載)

第11条 魅力発信課長は、魅力発信チームメンバーが本市に提供した投稿内容等のうちから適当と認めるものを、門真市魅力発信Instagram、その他の市の広報媒体に掲載できるものとする。

2 魅力発信課長は、魅力発信チームメンバーが本市に提供した投稿内容等について、次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 本市の品位を損なうおそれのある情報

- (2) 特定の個人や団体を誹謗中傷又は批判するおそれのある情報
 - (3) 法令等に違反、抵触するおそれのある情報
 - (4) 公序良俗に反するおそれのある情報
 - (5) 事実と相違又は誤認するおそれのある情報
 - (6) 社会問題等について特定の個人や団体の主義主張に係る情報
 - (7) 第三者の著作権や肖像権を侵害するおそれのある情報
 - (8) 政治活動又は宗教活動に係る情報
 - (9) その他魅力発信課長が不適切であると認める情報
- (免責)

第12条 取材等において魅力発信チームメンバーが負った怪我、第三者に与えた損害等に対して、本市が加入する市主催行事や市民活動に係る損害保険契約（「全国市長会」市民総合賠償補償保険）の範囲内において補償を行うものとし、その他の損害等に対して本市は責任を負わない。

(庶務)

第13条 魅力発信チームに関する庶務は、企画財政部魅力発信課において行う。

附 則

この活動方針は、令和8年1月20日から施行する。